

【収入の部】

参加費収入	人数	参加費	金額(円)
2泊3日(ジュニア)	180	× 17,500	= 3,150,000
2泊3日(チャレンジ)	90	× 20,000	= 1,800,000
3泊4日(アドベンチャー)	180	× 25,500	= 4,590,000
3泊4日(遊牧民、原人、釣人)	150	× 29,000	= 4,350,000
3泊4日(森達)	20	× 30,500	= 610,000
3泊4日(山達)	20	× 25,500	= 510,000
4泊5日(森達)	20	× 39,500	= 790,000
5泊6日(ウルトラ)	10	× 49,500	= 495,000
7泊8日(スーパード)	10	× 69,500	= 695,000
8泊9日(スペシャル)	10	× 79,500	= 795,000
690 人	合計		17,785,000

【支出の部】

旅費交通費	必要数	単位	必要数	単位	単価	単位	小計(円)
活動移動燃料費(マイカーバス)	2	台	× 30	日	× 1,500	円	= 90,000
活動移動燃料費(団体所有車)	3	台	× 30	日	× 1,000	円	= 90,000
説明会・報告会交通費	1	台	× 3	日	× 15,000	円	= 45,000
スタッフ各地域移動費	4	人	× 5	回	× 12,000	円	= 240,000
スタッフ前泊宿代	4	人	× 2	回	× 6,000	円	= 48,000
					小計		513,000

保険料	必要数	単位	必要数	単位	単価	単位	小計(円)
傷害保険:参加者(子ども)	690	人	× 1	回	× 400	円	= 276,000
傷害保険:ボランティア	192	人	× 1	回	× 400	円	= 76,800
傷害保険:指導者・スタッフ	14	人	× 1	回	× 3,000	円	= 42,000
施設賠償責任保険	1	回	× 1	回	× 80,000	円	= 80,000
					小計		474,800

賃借料	必要数	単位	必要数	単位	単価	単位	小計(円)
活動用品費(ヘルメット、ボート等)	1	回	× 20	日	× 2,500	円	= 50,000
マイカーバスレンタル代	1	台	× 20	日	× 15,750	円	= 315,000
移動バス委託	1	台	× 18	日	× 36,750	円	= 661,500
説明会会場費	1	回	× 3	会場	× 12,000	円	= 36,000
報告会会場費	1	回	× 3	会場	× 15,000	円	= 45,000
					小計		1,107,500

活動費(教材)	必要数	単位	必要数	単位	単価	単位	小計(円)
化石発掘(子ども)	1	回	× 90	人	× 400	円	= 36,000
化石発掘(大人)	1	回	× 23	人	× 100	円	= 2,300
博物館入場料(子ども)	1	回	× 90	人	× 400	円	= 36,000
博物館入場料(大人)	1	回	× 23	人	× 500	円	= 11,500
アイス作り体験	1	回	× 60	人	× 650	円	= 39,000
牧場体験	1	回	× 30	人	× 1,575	円	= 47,250
陶芸体験	1	回	× 50	人	× 1,500	円	= 75,000
サイクリング体験	1	回	× 30	人	× 2,000	円	= 60,000
ツリークライミング体験	1	回	× 50	人	× 2,000	円	= 100,000
パラグライダー体験	1	回	× 10	人	× 6,000	円	= 60,000
釣り体験	1	回	× 90	人	× 500	円	= 45,000
果物狩り体験	1	回	× 90	人	× 800	円	= 72,000
					小計		584,050

食費	必要数	単位	必要数	単位	単価	単位	小計(円)
2泊3日短コース							
参加者(子ども)	5	回	× 180	人	× 500	円	= 450,000
ボランティア・指導者	5	回	× 78	人	× 500	円	= 195,000
2泊3日長コース							
参加者(子ども)	6	回	× 90	人	× 500	円	= 270,000
ボランティア・指導者	6	回	× 42	人	× 500	円	= 126,000
3泊4日短コース							
参加者(子ども)	8	回	× 370	人	× 500	円	= 1,480,000
ボランティア・指導者	8	回	× 80	人	× 500	円	= 320,000
4泊5日							
参加者(子ども)	11	回	× 20	人	× 500	円	= 110,000
ボランティア・指導者	11	回	× 7	人	× 500	円	= 38,500
5泊6日コース							
参加者(子ども)	15	回	× 10	人	× 500	円	= 75,000
ボランティア・指導者	15	回	× 4	人	× 500	円	= 30,000
7泊8日コース							
参加者(子ども)	20	回	× 10	人	× 500	円	= 100,000
ボランティア・指導者	20	回	× 4	人	× 500	円	= 40,000
8泊9日コース							
参加者(子ども)	23	回	× 10	人	× 500	円	= 115,000
ボランティア・指導者	23	回	× 4	人	× 500	円	= 46,000
					小計		3,395,500

通信運搬費	必要数	単位	必要数	単位	単価	単位	小計(円)
広報チラシ郵送代	1	回	× 500	ヶ所	× 450	円	= 225,000
広報ポスター郵送代	1	回	× 1,000	ヶ所	× 120	円	= 120,000
広報チラシ郵送代	1	回	× 3,000	ヶ所	× 70	円	= 210,000
各種資料案内郵送代	1	回	× 2,000	ヶ所	× 70	円	= 140,000
各種案内郵送代	1	回	× 500	ヶ所	× 50	円	= 25,000
報告書郵送代	1	回	× 750	ヶ所	× 120	円	= 90,000
陶芸作品郵送代	1	回	× 50	ヶ所	× 500	円	= 25,000
準備期間電話・FAX代	3	ヵ月	× 1	ヶ所	× 15,000	円	= 45,000
活動当日電話・FAX・携帯電話代	2	ヵ月	× 1	ヶ所	× 30,000	円	= 60,000
事後処理期間電話・FAX代	1	ヵ月	× 1	ヶ所	× 15,000	円	= 15,000
					小計		955,000

支出の部合計	17,785,000
--------	------------

施設使用料	必要数	単位	必要数	単位	単価	単位	小計(円)
施設使用料(体育館等)	42	日	× 1	回	× 5,000	円	= 210,000
水道・光熱費等	42	日	× 1	回	× 3,000	円	= 126,000
					小計		336,000

宿泊費	必要数	単位	必要数	単位	単価	単位	小計(円)
2泊3日短コース							
参加者(子ども)	2	泊	× 180	人	× 380	円	= 136,800
ボランティア・指導者・スタッフ	2	泊	× 78	人	× 380	円	= 59,280
2泊3日長コース							
参加者(子ども)	2	泊	× 90	人	× 380	円	= 68,400
ボランティア・指導者・スタッフ	2	泊	× 42	人	× 380	円	= 31,920
3泊4日							
参加者(子ども)	3	泊	× 370	人	× 380	円	= 421,800
ボランティア・指導者・スタッフ	3	泊	× 80	人	× 380	円	= 91,200
4泊5日							
参加者(子ども)	4	泊	× 20	人	× 380	円	= 30,400
ボランティア・指導者・スタッフ	4	泊	× 7	人	× 380	円	= 10,640
5泊6日コース							
参加者(子ども)	5	泊	× 10	人	× 380	円	= 19,000
ボランティア・指導者・スタッフ	5	泊	× 4	人	× 380	円	= 7,600
7泊8日コース							
参加者(子ども)	6	泊	× 10	人	× 380	円	= 22,800
ボランティア・指導者・スタッフ	6	泊	× 4	人	× 380	円	= 9,120
8泊9日コース							
参加者(子ども)	8	泊	× 10	人	× 380	円	= 30,400
ボランティア・指導者・スタッフ	8	泊	× 4	人	× 380	円	= 12,160
					小計		951,520

消耗品費	必要数	単位	必要数	単位	単価	単位	小計(円)
コピー用紙							
印刷代							50,000
封筒代							75,000
封筒ラベル代							20,000
生活消耗品費							115,030
応急用具・薬代							60,000
工作材料費							80,000
工具備品代							50,000
					小計		500,030

宣伝広報費	必要数	単位	必要数	単位	単価	単位	小計(円)
募集チラシ作成費	1	式	× 1	回	× 50,000	円	= 50,000
募集チラシ印刷費	1	式	× 300,000	枚	× 2.0	円	= 600,000
募集要項作成費	1	式	× 1	回	× 80,000	円	= 80,000
募集要項印刷費	1	式	× 1,000	部	× 200	円	= 200,000
ポスター印刷費	1	式	× 1,000	枚	× 85.0	円	= 85,000
ホームページ制作費	1	式	× 1	回	× 150,000	円	= 150,000
報告書作成費	1	式	× 1	回	× 50,000	円	= 50,000
報告書印刷費	1	式	× 800	部	× 150	円	= 135,000
					小計		1,350,000

人件費	必要数	単位	必要数	単位	単価	単位	小計(円)
準備期間事務局人件費(アルバイト等)	53	日	× 4	人	× 6,800	円	= 1,441,600
活動指導者謝金	42	日	× 6	人	× 12,000	円	= 3,024,000
活動当日運営スタッフ人件費(アルバイト等)	36	日	× 7	人	× 8,000	円	= 2,016,000
活動当日運営スタッフ人件費(アルバイト等)	36	日	× 3	人	× 8,000	円	= 864,000
活動事後処理事務局人件費(アルバイト等)	20	日	× 2	人	× 6,800	円	= 272,000
					小計		7,617,600

特定非営利活動法人アルクス教育研究所定款

第1章 総 則

- (名称)
第1条 この法人は、特定非営利活動法人アルクス教育研究所という。
英文ではArukus Institute for Educational Researchと表示する。
- (事務所)
第2条 この法人は、主たる事務所を福井県大野市南六呂師第169号124番地に置く。

第2章 目的及び事業

- (目的)
第3条 この法人は、すべての年齢層を対象に、学習プログラム、自然体験活動、野外教育、環境教育に関する事業を行い、生涯学習や人間教育および青少年の健全育成を行うとともに、指導者の育成、各種教育等に関する情報の提供、調査研究、プログラムの開発、政策提言を通して総合学習等の普及および振興を支援し、これをもって社会全体の発展に寄与することを目的とする。

- (特定非営利活動の種類)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）別表のうち次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- (事業)
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①学習プログラム事業
 - ②自然体験活動、野外教育、環境教育に関する事業
 - ③各種教育等の指導者育成事業
 - ④各種教育等に関する情報提供事業
 - ⑤各種教育等に関する調査研究事業
 - ⑥各種教育等に関する政策提言活動事業
 - ⑦各種学習等に関する受託事業
 - ⑧自然災害や事故、事件時における救援活動に関する事業
 - ⑨各種教育関連諸団体等との交流、情報交換活動事業
 - ⑩公共施設等の管理運営に関する事業

第3章 会 員

- (種別)
第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体で、総会における議決権を持つもの。
(2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人および団体

- (入会)
第7条 会員として入会しようとするものは、この法人の理念及び目的を理解し、事業発展

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- (欠員補充)
第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

- (解任)
第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- (報酬等)
第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

- (事務局及び職員)
第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
2 事務局長および職員は、代表理事が任免する。

- (会長)
第21条 本会に、会長を1人置くことができる。
2 会長は、本会の設立にあたり特に功績があると認められる者を理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

- (顧問)
第22条 本会に、顧問を若干名置くことができる。
2 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
3 顧問は、代表理事の諮問に応ずる。

第5章 総 会

- (種別)
第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- (構成)
第24条 総会は、正会員をもって構成する。

- (権能)
第25条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) その他理事会が必要と認める重要事項

- (開催)
第26条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め集集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって集集の請求があったとき。
(3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から集集があったとき。

- (招集)
第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- のために協働する意思を持たなければならない。
2 この法人の会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

- (会費)
第8条 会員は、理事会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

- (会員の資格の喪失)
第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 除名されたとき。

- (退会)
第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- (除名)
第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) この法人のその他の会員の名誉を傷つけ、または顕著なプライバシーの侵害をしたとき。

- (提出品品の不返還)
第12条 既納の提出品品等は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 役員・会長・顧問及び職員

- (種別及び定数)
第13条 この法人に次の役員を置く。
(1) 理事 3人以上9人以内
(2) 監事 1人以上2人以内
2 理事のうち、1人を代表理事とする。

- (選任等)
第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。
2 代表理事は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

- (職務)
第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
3 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

- (任期等)
第16条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- (議長)
第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

- (定足数)
第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- (議決)
第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (表決権等)
第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した正会員は、第29条、第30条第2項、第32条第1項第2号及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

- (議事録)
第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理 事 会

- (構成)
第33条 理事会は、理事をもって構成する。

- (権能)
第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
(2) 事業報告及び収支決算
(3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
(4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第53条において「同じ。」その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(5) 事務局の組織及び運営に関する事項
(6) 総会に付議すべき事項
(7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- (開催)
第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 代表理事が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

- (招集)
第36条 理事会は、代表理事が招集する。
2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を

- (定足数)
第 37 条 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。
- (議長)
第 38 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- (議決)
第 39 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会において、理事の発議により追加議決事項が提案され、出席理事の 3 分の 2 以上の賛成があるときは、追加することができる。
3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (表決権等)
第 40 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、前条第 3 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- (議事録)
第 41 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

- (資産の構成)
第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 寄付金品
(3) 財産から生じる収入
(4) 事業に伴う収入
(5) 補助金等
(6) その他の収入
- (資産の区分)
第 43 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。
- (資産の管理)
第 44 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。
- (会計の原則)
第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
- (会計の区分)
第 46 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。
- (事業計画及び予算)
第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。
- (暫定予算)
第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表

理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

- (予備費の設定及び使用)
第 49 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

- (予算の追加及び更正)
第 50 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

- (事業報告及び決算)
第 51 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

- (事業年度)
第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

- (臨機の措置)
第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

- (定款の変更)
第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (解散)
第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

- (残余財産の帰属)
第 56 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

- (合併)
第 57 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

- (公告の方法)
第 58 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第 10 章 雑 則

- (細則)
第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

役 員 名 簿

特定非営利活動法人アルクス教育研究所 (旧特定非営利活動法人日本アルクス自然学校)

役 名	氏 名	指 導
代表理事	田中 正利	・EMP-JAPAN 公認「MFA インストラクター」(救急救命教 護法国際インストラクター) ・自然体験活動推進協議会 (CONe) 公認指導者
理事	伊藤 直美	・小学校教諭専修免許状 ・EMP-JAPAN 公認「MFA プロバイダー」(救急救命教護法 国際資格)
理事	秋山 周子	・EMP-JAPAN 公認「MFA プロバイダー」(救急救命教護法 国際資格)
理事	中橋 涼子	・小学校教諭専修免許状 ・EMP-JAPAN 公認「MFA プロバイダー」(救急救命教護法 国際資格)